



様式第10号 (第8条の2関係)

受付番号

指 定 ( 許 可 ) 更 新 申 請 書

年 月 日

福島県知事

主たる事務所の所在地
申請者名
代表者の氏名
(個人にあっては、住所及び氏名)

指定居宅サービス事業者(指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、指定介護予防サービス事業者)の指定(許可)の更新を受けたいので、介護保険法第70条の2第1項(第79条の2第1項、第86条の2第1項、第94条の2第1項、第107条の2第1項、第115条の10において準用する法第70条の2第1項)の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

Application form table with sections for applicant information, business location, and a detailed list of services to be renewed with checkboxes for implementation.

備考

- 1 受付番号の欄は、記入しないでください。
2 法人の種類別の欄は、申請者が法人である場合には、社会福祉法人、医療法人、社団法人、財団法人、株式会社等の別を記入してください。
3 法人所轄庁の欄は、申請者が主務官庁の認可等を受けて設立された法人である場合には、当該主務官庁の名称を記入してください。
4 介護保険事業所番号の欄は、更新申請をする事業所の番号を記入してください。
5 実施事業の欄は、この申請に係るもの及び申請する事業所が既に指定(許可)を受けているものの欄に○を記入してください。
6 更新申請をする事業等(指定(許可)年月日)の欄は、該当するものの欄に指定(許可)を受けた年月日を記入してください。
7 更新申請をする事業等(有効期間満了年月日)の欄は、該当するものの欄に既に受けている指定(許可)の満了年月日を記入してください。
8 更新を受けようとしている事業等の種類に応じ、それぞれ該当する添付書類の欄に規定する付表を添付してください。
9 用紙(付表を含む。)の大きさは、日本工業規格A列4番としてください。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(生活福祉領域介護保険グループ)

福島県規則第六十五号

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則(昭和三十九年福島県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

別表第三株式会社福島銀行の項中「、坂下支店」を削る。

附 則

この規則は、平成十九年七月二十三日から施行する。

(出納局公金管理グループ)

告 示

福島県告示第五百五号

福島県青少年健全育成条例(昭和五十三年福島県条例第三十号)第十二条の規定により、青少年の健全な育成を図る上において有益な書籍として、次のものを推奨する。

平成十九年七月二十日

福島県知事 佐藤 雄平

推奨番号	名 称	制作者又は配給者	備 考
一七六	百まいのドレス	エレナー・エステイス・作、石井桃子・訳、ルイス・スロポドキン・絵 (株式会社岩波書店)	推奨対象 小学生(中学年及び高学年)及び中学生

(県民環境総務領域青少年グループ)

福島県告示第五百六号

福島県青少年健全育成条例(昭和五十三年福島県条例第三十号)第十八条第一項の規定により、次の図書類を青少年に有害なものとして指定する。

平成十九年七月二十日

福島県知事 佐藤 雄平

指定番号	種 類	名 称 等	発 行 者	指 定 理 由
六四四八	雑誌	実話ナックルズ 7月号 (04877-7)	ミリオン出版株式会社	著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を助長し、又は著しく青少年の自殺若しくは犯罪を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
六四四九	書籍	人の殺され方	株式会社データハウス	著しく青少年の自殺又は犯罪を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
六四五〇	雑誌	実話マッドマックス 2007 7月号 (15279-07)	株式会社コアマガジン	著しく青少年の自殺又は犯罪を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
六四五一	雑誌	チャンプロード 8月号 (06231-08)	株式会社笠倉出版社	著しく青少年の自殺又は犯罪を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
六四五二	書籍	鍵開けマニユアル	株式会社データハウス	著しく青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
六四五三	コミック	黒鷲死体宅急便 1 (713527-5)	株式会社角川書店	著しく青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
六四五四	コミック	レイプ 2 (50519-98)	株式会社芳文社	著しく青少年の性的感情を刺激

六四五五	コミ	レイプ	3	株式会社芳文社
	ック	(50523-16)		
				し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。

(県民環境総務領域青少年グループ)

福島県告示第五百七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成十九年七月二十日から同年十一月二十日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年七月二十日

福島県知事 佐藤 雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークベニマル南福島店 福島市黒岩字田部屋四十番地

二 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 有限会社大谷生花店

伊達郡国見町大字藤田字北七十五

代表取締役 大谷 泰男

株式会社三貴

東京都千代田区神田神保町三十二十九一

代表取締役 木村 和巨

(変更後) 削除

変更した年月日

平成十九年三月二十六日

四 届出年月日

平成十九年七月十一日

五 届出をした者

株式会社ヨークベニマル

(商工総務領域商業まちづくりグループ)

福島県告示第五百八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)以下「法」という。(第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成十九年七月二十日から同年八月二十日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及びいわき市商工観光部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年七月二十日

福島県知事 佐藤 雄平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマダ電機テックランドいわき平店 いわき市平字上荒川字堀ノ内三十一ほか

二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

1 交通に係る事項

(一) 届出によると、出入口①からの右折出庫については、出庫待ち車両が多く発生し、円滑な入庫に支障をきたすことにより市道十五丁目・若葉台線の交通に影響を与えることが予見される場合には、交通整理員の配置及びチラシの配布により左折出庫を促すこととしている。

前記の交通処理計画を適正に実行するためには、周辺の交通状況を踏まえた速やかな対応が必要となることから、出入口①及び出口②に交通整理員を常時配置し、交通事故防止及び混雑緩和に配慮すること。

なお、退店車両を右折出庫させるため、市道を直進する車両を規制するなどの違法な交通整理等により市道側に交通混雑が生じることのないよう、適切な車両誘導を行うよう配慮すること。

(二) 出入口①から左折出庫を誘導する場合には、来客車両の混乱を招く恐れがあることから、出入口①の車両誘導方法の変更に係る案内看板の設置及び広域誘導経路を示すチラシの配布等により、誘導経路の周知徹底を図り適切な交通誘導を実施するよう配慮すること。

また、出入口①及び出口②の交通整理員が行う左折誘導の具体的な方法について報告すること。

(商工総務領域商業まちづくりグループ)

福島県告示第五百九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、西会津地区に係る県営中山間地域総合整備事業を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年七月二十日

福島県知事 佐藤 雄平

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

- 二 縦覧の期間  
平成十九年七月二十三日から  
同 年八月十三日まで (二十二日間)
- 三 縦覧の場所  
耶麻郡西会津町役場

(農村整備領域農村計画グループ)

福島県告示第五百十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成十九年七月二十日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 保安林予定森林の所在場所  
双葉郡榎葉町大字井手字立石八七
- 二 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 三 指定施業要件
  - 1 立木の伐採の方法
    - (一) 主伐は、択伐による。
    - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、榎葉町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(森林林業領域治山対策グループ)

公 告

公告第四百二十号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成十九年七月二十日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 申請のあった年月日  
平成十九年六月二十九日
- 二 名称

NPO法人あおば

代表者の氏名

大塚 憲

四 主たる事務所の所在地

福島県双葉郡双葉町大字長塚字谷沢町十番地

五 定款に記載された目的

この法人は、障がい者に対して、食・住及び自立支援に関する事業を行い、安心して社会参加が出来る生活環境を創造し、社会福祉に寄与することを目的とする。

(文化領域県民文化グループ)

公告第四百二十一号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成十九年七月二十日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 申請のあった年月日  
平成十九年七月二日
- 二 名称  
特定非営利活動法人生涯学習プロジェクトもとみや
- 三 代表者の氏名  
遊佐 信市
- 四 主たる事務所の所在地  
福島県本宮市本宮字矢来三十九番地一
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、自主的な学習や文化・スポーツ活動を求める地域住民に対して、生涯学習の環境整備と活動支援に関する事業を行い、生涯学習活動の振興と地域の活性化に寄与することを目的とする。

(文化領域県民文化グループ)

公告第四百二十二号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条で準用する同法第十四条第一項の規定により、公共測量の実施について、平成十九年七月九日付けで大熊町長から次のとおり通知があった。

平成十九年七月二十日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 測量地域 大熊町
- 二 測量期間 平成十九年六月二十八日から平成二十年三月二十日まで
- 三 作業の種類 公共測量(空中画像撮影)

(土木総務領域総務予算グループ)




## 福島県病院局

## 福島県病院局告示第3号

公印を次のように改刻し、平成19年7月20日その使用を開始する。  
平成19年7月20日

福島県病院局事業管理者 茂田士郎

職印

番号	公印の名称	印影	公印管理者
12	福島県企業出納員印 (南会病用)		福島県立南会津病院の 企業出納員

(管理グループ)

## 福島県警察本部

## 福島県警察本部公告第36号

外部ネットワーク接続用機器の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第246条第1項の規定により公告する。  
平成19年7月20日

福島県警察本部長 久保潤二

## 1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量 外部ネットワーク接続用機器 一式 (搬入、据付け、調整、機器保守等を含む。)
  - (2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 借入期間 平成19年10月1日から平成23年9月30日まで
  - (4) 納入場所 入札説明書及び仕様書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から指名停止を受けていない者であること。

(3) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は貸与した相当期間の実績を有する者であること。

(4) 当該物品を借入期間内に確実に貸与できる者であること。

(5) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。

## 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。  
なお、平成19年7月27日(金)午後5時までに当該申請を行わなかったときは、当該資格が与えられない場合があるので注意すること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県警察本部警務部会計課

電話0244-522-2151

## 4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。

(2) 入札及び開札の日時及び場所 平成19年8月6日(月)午後2時 福島県警察本部入札室(福島県福島市杉妻町5番75号)

(3) その他 郵便による入札は、不可とする。

## 5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

## 6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

## 7 その他

(1) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を

- 行った者を落札者とする。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

(会 計 課)